

4. 農林業事業のお知らせ

スマート農業促進事業

(農政課)

生産性の向上や高付加価値化のための、スマート農業を促進します。

□スマート農業セミナー

スマート農業に関する情報共有と普及促進を図るため、先進農業者等を講師に招き、セミナーを開催します。

□スマート農業実装推進事業

実証事業で省力化に効果のあった自動操舵システムや薬剤散布用ドローン等の導入を支援します。

○事業対象

都城市内に住所を有し、自ら農業に従事する、認定農業者又は認定新規就農者

○支援内容

補助率：1/3 以内（上限 100 万円/件）

都城市農業施設情報バンク

(農政課)

未利用の農業用施設を新規就農者へ紹介します。

○事業の流れ

- ①空き施設の情報登録
- ②市のホームページに施設情報、写真を掲載
- ③施設利用希望者からの問い合わせ、申し込み
- ④施設所有者との連絡調整後、直接交渉、市への交渉結果報告

雇用就農者確保支援事業

(農政課)

雇用者が定着しやすい環境の整備等を行う農業者に対して補助を行います。

○事業対象

都城市内に住所および営農基盤を有する、雇用者と雇用契約を締結している認定農業者

○支援内容

補助率：事業費の 2/3 以内（うち 1/3 は県補助）

認定農業者制度

(農政課・産業建設課)

頑張る認定農業者を応援します。認定を受けると下記のようなメリットがあります。

□ 農地の優先的集積

農用地の利用集積をしたい旨を農業委員会に申し出ると、適切な農地のあっせんが優先的に受けられ、規模拡大が行いやすくなります。

□ 低利融資の主なもの

行政等の利子補給により、長期・低利の有利な資金が借りやすくなります。

○農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）・・農地取得や機械・施設の投資等に充てる長期資金

・利率：国の無利子化措置分については、借入から5年間は無利子

（「実質化された人・農地プラン」に地域を中心となる経営体と位置付けられた認定農業者が対象）

・貸付限度額：個人3億円（特認6億円） 法人10億円（特認20億円）

・償還期間：25年以内（うち据置10年以内）

○農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・・肥料や飼料等の購入に充てる短期運転資金

□ 専門家のアドバイス

農政課に在籍する農業専門委員による農業経営改善計画の作成相談、経営診断・指導、経営改善情報の提供等を行っています。

★農業経営改善計画の認定手続き・・・農政課・各総合支所産業建設課へご相談ください。

①申請・・・農業経営改善計画の作成（農業専門委員などによる作成相談）

*5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、どのような方法で実現させていくかを見据えて経営プランを作ります。

*都城市では1経営体あたり、年間所得概ね640万円、年間労働時間1,900時間以内を認定

②認定・・・農業経営改善計画認定審査会による審査・認定（年4回開催）

③経営改善・・・計画に基づいて経営を改善・発展させていく。

*支援措置…農地の優先的集積、低利の融資、税制の特例、専門家のアドバイス

④目標達成・・・更なる飛躍へ！

家族経営協定

(農政課)

農業に従事する世帯員全員が経営に参画するために話し合い、家族経営協定締結により役割分担と責任体制を明確にし、より良い経営体を目指します。

○協定の内容

・役割分担・労働報酬・労働時間・休日・家事分担等

中山間地域等直接支払交付金事業

(農政課)

農業生産条件が不利な中山間地域等に対して交付金による支援を実施します。

○事業対象

中山間地域等において、傾斜がある等の基準を満たす農用地で、集落等を単位とする協定を締結し、5年以上農業生産活動等を継続する農業者等

○支援内容

交付単価	田（急傾斜 1/20 以上）	21,000 円/10a
	田（緩傾斜 1/100 以上）	8,000 円/10a
	畑（急傾斜 15° 以上）	11,500 円/10a
	畑（緩傾斜 8° 以上）	3,500 円/10a

集落営農活性化プロジェクト促進事業

(農政課)

集落営農組織等に対して、共同利用機械の導入や法人化に要する経費の助成を行います。

○補助金

- 共同利用機械等の導入に経費：1/2 以内
- 組織の法人化に必要な経費：定額（25 万円）

～メモ欄～



農業制度資金

(農政課)

農業制度資金は、さまざまな農業の取組に活用できる資金で、国や県、市などからの支援により、低利で借りることができます。目的に合った資金を選び、農業経営にお役立てください。

□ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者の方が、農業用機械や施設、農地を取得する場合などに利用でき、借入金額も大きく、償還期間も長い(株)日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：3億円（特認6億円） 法人：10億円（特認20億円）
○償還期間 25年以内（うち据置10年以内）

□ 農業近代化資金

農協や銀行など民間金融機関が融資し、規模拡大や設備投資などを行うときに借ることができる、身近で使い道の広い資金です。

- 貸付限度額 個人：1,800万円（知事の特認を受けたものは2億円）
法人：2億円
- 償還期間 7～15年以内（うち据置2～7年以内）

□ 農業改良資金

農畜産物の加工を始めたり、新作物の栽培に取り組む場合など、新しい分野にチャレンジするときに無利子で借りることのできる（株）日本政策金融公庫の資金です。

- 貸付限度額 個人：5,000 万円 法人：1 億 5,000 万円
○償還期間 12 年以内（うち据置 3～5 年以内）

□ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者が経営改善に取り組む場合に利用できる短期運転資金です。

☐ その他の資金

經營體育成強化資金

負債整理關係資金

- 農業經營負擔輕減支援資金 ○畜産特別資金
○畜産經營體質強化支援資金

経済変動等に対する資金

- 経済変動・伝染病等対策資金 ○災害資金
○農林漁業セーフティネット資金 ○家畜疾病経営維持資金

【相談窓口】 J Aみやざき都城地区本部、㈱日本政策金融公庫等金融機関、北諸県農林振興局（農業改良普及センター）、市役所農政課

農業後継者・新規就農者支援①

農業後継者や新規就農者を応援します。

(農政課)

□ 就農支援事業

農業青年や新規就農予定者が新しい知識の習得や技術の導入を図るための研修経費を助成します。

- ・新規就農研修生助成事業：研修生に対して月額 12 万円（原則 1 年間）の助成
※研修に際しては別途審査があります。（2 回）

□ 青年等就農資金 …市から青年等就農計画の認定を受けた「認定新規就農者」が対象となります。

農業経営を開始する際の機械の購入費、施設の設置費、家畜購入等が対象です。

- ・貸付主体：(株)日本政策金融公庫（農協等の金融機関による転貸も可能）
- ・貸付限度額：3,700 万円（一定の条件を満たした場合、特認限度額 1 億円適用可能）
- ・金利：無利子
- ・償還期間：17 年以内（うち据置期間 5 年以内）

□ 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）

次世代を担う農業者となることを目指す者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入資金や、経営確立に資する経営開始資金を交付します。

○支援内容

- (1) 経営発展支援事業…自立就農後に機械・施設等を導入する場合、補助対象事業費上限※を 1,000 万円として県支援分の 2 倍を国が支援します。

※(2)経営開始資金の交付対象者は、上限 500 万円

(例) 事業費が 1,000 万円の場合

本人負担額 250 万円 (1/4)、県支援額 250 万円 (1/4)、国支援額 500 万円 (1/2)

- (2) 経営開始資金…就農後の経営確立のために 12.5 万円/月（年間 150 万円）を最長 3 年間交付します。

○要件

- (1) 認定新規就農者であること。
- (2) 自営就農時に 49 歳以下であること。
- (3) 以下の要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ・自ら農地の所有権・利用権を有していること
 - ・主要な機械、施設を所有・貸借していること
 - ・本人名義で出荷・取引していること
 - ・経営収支を自らの通帳・帳簿で管理していること
 - ・農業経営に関する主宰権を有していること
- (4) 人・農地プランに位置づけられている、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (5) 国・県・市等の設備投資又は生活費確保を目的とした他の事業による交付を受けていないこと。
- (6) 前年の世帯全体の所得が 600 万円未満であること。（経営開始資金のみ）
※経営発展支援事業は取組計画に応じた事業採択方式です。個別の事業内容を精査したうえで採択可否を判断します。

農業後継者・新規就農者支援②

(農政課)

□ 都城市農業後継者等支援事業

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農直後の農業経営費等の一部を支援します。

○対象者

- (1) 市内に居住し、申請時に56歳未満の者
- (2) 親元就農者にあつては、市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等の農業経営基盤を本人又は親族等が所有している者、新規参入者にあつては、市内に就農に必要な農業用施設、農業用機械等の農業経営基盤を本人が確保している又は確保が見込める者
- (3) 農業に専業で従事する者、又は農業に専業で従事しない場合は、農業での従事時間が、年間1,900時間以上であること。
- (4) 次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 申請時に3か月以内に就農予定又は就農後1年以内の親元就農者
 - イ 申請時に3か月以内に就農予定又は就農後2年以内の新規参入者

○支援内容

- (1) 親元就農者の場合、1か月5万円の年間60万円を2年間
 - (2) 新規参入者の場合、1か月10万円の年間120万円を2年間
- ※交付期間中と交付後3年間は、作業日誌及び就農状況報告書を提出することが必要です。

□ 経営継承発展支援事業

地域農業の担い手の経営を継承した後継者による、その経営を発展させるための取組を支援します。※新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）との併用はできません。

○事業対象

地域農業の担い手（中心経営体）の先代事業者（個人事業主又は法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者であつて、経営発展計画を策定するなどの要件を満たした者

○支援内容

補助上限：100万円

対象となる取組：法人化、新たな品種・部門等の導入、認証取得、データ活用経営、就業規則の策定、経営管理の高度化、就業環境の改善、外部研修の受講、販路開拓、新商品開発、省略化・業務の効率化、品質の向上、規格等の改善、防災・減災の導入

農業後継者・新規就農者支援③

(農政課)

□ アグリチャレンジ!「トラサポ」事業

農業を新たに始める農業後継者等を対象に、就農して営農活動に必要な車両の購入に係る費用の一部を補助します。

○対象者

市内に居住し、農業に専業で従事する者であり、以下のいずれかに該当する者

- (1) 申請から3か月以内に就農予定、又は就農後2年以内の新規参入者
- (2) 親族等が農業をしていて、2年以内に家族経営協定を締結し、かつ農業経営体の経営主ではない農業後継者(親元就農者)
- (3) 親族等から経営の移譲を受けた日及び就農した日が申請日から起算して2年以内の認定農業者又は認定農業者になることが確実に見込まれる者

○補助対象

申請者が本人名義で購入する以下の車両(一経営体につきいずれか一台)

- ①トラクター ②軽トラック ③トラック

※事前審査承認前に注文や購入された車両については対象外

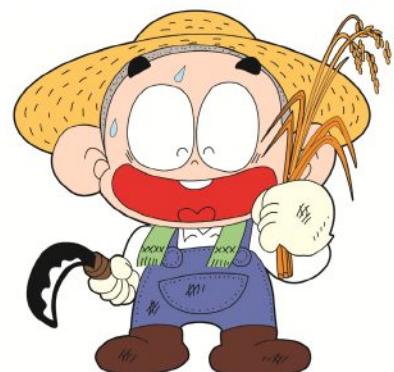
※事業活用後3年間は、農業所得の確認できる書類及び購入車両保有の確認できる書類を提出することが必要

○補助率

対象車両本体価格の1/4以内

ただし、トラクターは200万円、軽トラック・トラックは50万円を上限

～メモ欄～



経営所得安定対策事業（令和6年度）

（農産園芸課）

□ 米の作付目安

- ・前年度主食用米作付無 → 前年の転作取組面積 × 72.1%
- ・前年度主食用米作付有 → 前年の主食用米作付面積 × 110%

□ 水田活用の直接支払交付金

○交付要件：出荷・販売する作物であること（飼料作物は家畜に給与すること）

（1）戦略作物助成

（単価：10a 当たり）

麦・大豆・飼料作物（青刈り用稲・わら専用稲 等含む）	35,000 円
WCS用稲	80,000 円
加工用米	20,000 円
飼料用米、米粉用米 ※原則として、農産物検査機関の数量確認により収量に応じて助成 ※飼料用米の一般品種は、令和6年度標準単価 7.5 万円/10a（5.5 万～9.5 万/10a）	55,000 円 ～ 105,000 円

（2）産地交付金 ※市協議会の助成については変更になる場合があります。（単価：10a 当たり）

水田利用率向上 加算	県	麦、大豆、飼料作物 主食用米又は戦略作物と対象品目と二毛作に取り組む	10,000 円 以内
耕畜連携助成	県	資源循環、飼料用米のわら利用	5,000 円 以内
加工用米加算	県	① 低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	12,000 円 以内
		② ①の該当者のうち1ha以上作付け	4,000 円 以内
		③ 県内安定供給	11,000 円 以内
	市	県①+わら利用+堆肥散布、又は県①+1ポイント	7,000 円 以内
飼料用米加算	県	① 低コスト・高品質化技術を2ポイント以上実施	12,000 円 以内
		② ①の該当者のうち1ha以上作付け	4,000 円 以内
		③ 複数年契約	6,000 円 以内
	市	作付面積の維持又は増加（前年産比較）かつ市設定の要件を実施	10,000 円 以内
そば・なたね	市	播種前契約し、契約数量を出荷・販売【基幹作】	20,000 円
新市場開拓用米	市	輸出用米、輸出向け原料用米等【基幹作】	20,000 円
		複数年契約（3年以上の新規契約が対象）	10,000 円
地力増進作物	市	有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組	20,000 円 以内
地域振興作物	市	さといも・甘しょ【基幹作】	10,000 円 以内
		一般作物（野菜・花き等）【基幹作】	7,000 円 以内
団地化加算		さといも・甘しょ・大豆・そば【基幹作】	6,000 円 以内
土地利用集積加算		さといも・甘しょ・大豆・そば・飼料作物（新規需要米除く）【基幹作】	6,000 円 以内

園芸振興対策事業

(農産園芸課)

新品ハウス・中古ハウス（解体、移設（同一所有者が行うものは除く。）、設置、増設含む）の建設費や簡易型補強ハウスの設置及びハウスの附帯施設、台風被害防止のための補強施設、ウイルス感染防止防虫ネット、ボーリング工事に要する経費の一部を助成します。

○補助率：4分の1以内

※ただし、認定新規就農者が中古ハウス又は簡易型補強ハウスを導入する場合は、2分の1以内

○補助上限額：1戸当たり2,500千円

※ただし、中古ハウス及び簡易型補強ハウスに係る補助上限額は、それぞれ1,000千円

～メモ欄～



都城牛繁殖素牛促進事業

(畜産課)

郡市和牛共進会出品牛の市内保留に対する導入費の一部を補助します。

○補助金

【導入】		【自家保留】	
優等賞牛	200千円	優等賞牛	200千円以内
1等賞牛	90千円	1等賞牛	90千円以内
2等賞牛	50千円	2等賞牛	無し

肉用牛担い手農家支援事業

(畜産課)

肉用牛担い手農家連絡協議会会員が行う増頭、改良、ICT 機器等整備、牛舎増改築、自給飼料貯蔵施設整備及び堆肥舎整備等に係る経費の一部を補助します。

○補助金

- ①増頭支援：50千円以内／頭
- ②改良支援：25千円以内／頭
- ③ICT 機器等整備：300千円以内／戸
- ④牛舎増改築支援：300千円以内／戸
- ⑤自給飼料貯蔵施設整備支援：300千円以内／戸
- ⑥堆肥舎整備支援：500千円以内／戸

都城産宮崎牛生産基盤整備事業

(畜産課)

肥育農家が実施する牛舎改良及び一貫経営移行（牛舎増改築、繁殖母牛導入）堆肥舎設備の取組を支援します。都城産の新規種雄牛造成事業に取り組みます。

○補助金

- ①牛舎改良支援補助：300千円以内／戸
- ②一貫経営移行支援：牛舎増改築 500千円以内／戸
繁殖母牛導入 50千円以内／頭
堆肥舎整備 500千円以内／戸
- ③堆肥舎整備補助：500千円以内／戸
- ④都城産新規種雄牛造成事業：80千円以内／頭

次世代乳用牛育成対策事業

(畜産課)

酪農生産基盤の強化につながる乳用牛の更新を支援します。

- 補助金：乳用牛産子の自家保留：60千円／頭
せり市場からの初妊牛導入補助：60千円／頭

鳥インフルエンザ等防疫対策支援事業

(畜産課)

鳥フル等の病気発生防止のための消毒薬の購入費の一部を助成します。

- 補助金：消毒薬剤及び害虫等駆除剤購入費の1／3以内（上限40千円）

養豚生産性向上対策事業

(畜産課)

種豚（オス・メス）および人工授精用資材（精液、精液保管庫に限る）の導入に係る経費の一部を助成します。

- 補助金
①合成種豚（PS）：導入費の1／2以内（1頭当り10千円以内、1戸上限300千円）
②純粋種豚（GP）：導入費の1／2以内（1頭当り30千円以内、1戸上限300千円）
③人工授精用資材導入：導入費の1／2以内（1戸上限150千円）

優良基礎雌馬保留事業

(畜産課)

優良雌馬（品評会入賞馬）の導入費の一部を助成します。

- 補助金：1頭当り135千円以内

多面的機能支払

(農村整備課)

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

農業・農村のもつ国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など（農地維持支払）
- 水路や農道などの軽微な補修や植栽による景観形成など（資源向上支払・共同活動）
- 水路や農道などの補修や更新（資源向上支払・長寿命化）

防災重点ため池整備事業

(農村整備課)

防災重点ため池（農業用ため池 11 箇所）の防災対策を行います。

ため池の浚渫と堤体の耐震診断を行い、安全が不足していれば耐震化を行います。

- ため池に堆積した土砂の浚渫^{しゅんせつ}を行います。
- ため池堤体の地質調査を行います。

災害復旧事業

(農村整備課)

暴風、洪水、地震、落雷、噴火等の天然現象により農地・農業用施設が被災した場合に、速やかに復旧を図ります。

現に災害を受けた農地・農業用施設を速やかに原形に復旧することを目的とした事業です。

- 異常な天然現象により、農地・農業用施設が被災した場合は、市への速やかな報告が必要です。
- 国庫補助事業の災害復旧は、1 箇所の農地・農業用施設の復旧工事費が 4 0 0 千円以上を対象とします。
- 市単独事業の災害復旧は、1 箇所の農業用施設の復旧工事費が 1 3 0 千円以上 4 0 0 千円未満を対象とします。

都城もえ産品開発事業補助金

(みやこんじょ PR 課)

自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物」という。）の付加価値を高める処理を行う者又は自己生産農林畜産物を用いた加工品の製造及び販売に取り組む者又は、本市で生産された農林畜産物等を活用して新商品の開発又は改良を行う者に対し経費の一部を助成します。

○補助対象事業

- ・ 自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物」という。）又は自己生産農林畜産物を用いた加工品又は、本市で生産された農林畜産物等を用いて行う新商品等の開発、新商品等の販路開拓及び新商品等に係る新たな販売方式の導入又は改善に関する事業
- ・ 自ら生産した農林畜産物若しくは副産物（以下「自己生産農林畜産物」という。）又は自己生産農林畜産物を用いた加工品又は、本市で生産された農林畜産物等の新商品等に係る機械設備又は施設の整備に関する事業

○補助率：ソフト事業 1／2 以内（農林畜産業者：上限 300 千円、中小企業者等：上限 500 千円）

ハード事業 1／3 以内（上限 3,000 千円）

6 次化情報バンク

(みやこんじょ PR 課)

地域内外の様々な事業者との情報交換、マッチングを支援するためのサイトで、令和 3 年度「都城のチカラ～地場産品～」としてリニューアルしました。都城市内の農林畜産物の生産情報や食品製造業の持つ加工技術、商品開発のアイディア・ノウハウなど、生産から加工製造、流通、販売に関する情報を発信しています。

○登録者：都城市内の農林畜産業者、食品製造業者等

- ・ 県内及び定住自立圏内市町村の食品製造業者（受託内容のみ）及び学術・研究機関は掲載可能

○登録料：無料

緑の募金事業

(森林保全課)

緑の募金の啓発を通して、市民が行う自発的な緑化活動を支援します。

- 募 金 期 間：随時受付。ただし、2月～5月、9月・10月は県内、6月は市内の募金強化月間
- 募 金 活 動：各自治公民館・事業所・学校単位
- 緑化推進事業：苗木提供事業、みどりの少年団への助成を実施。緑化推進事業の実施主体は自治公民館・学校等

特用林産物生産基盤強化対策事業

(森林保全課)

原木しいたけ等の特用林産物の生産基盤強化のための施設整備を支援します。

生産者等の組織化と経営安定化及び中山間地域等の活性化を目的として、特用林産物(しいたけ等)生産者に対し、生産・加工設備の新規導入費用の一部を助成します。

○対象者

中山間地域(山之口・高城・高崎・山田・西岳・中郷)の3戸以上の生産者で組織された事業体。

○対象経費

- ① 生産基盤事業 ～ 特用樹林等造成・ほだ場の整備及び経営管理道整備
- ② 施設整備事業 ～ 生産・出荷・加工・販売等の機械・設備等の整備
- ③ 獣类等被害防止対策事業 ～ 野生鳥獣等の侵入防止施設等の整備

○補助率

総事業費の2/3

狩猟免許取得促進事業

(森林保全課)

有害鳥獣の捕獲活動を担う狩猟者を確保し、農作物等被害の軽減を図ります。

新たに(追加も含む)狩猟免許、銃所持許可を受けた者に対し免許取得に要する経費の一部を助成します。

○対象者

免許を取得した年度又は翌年度に初めて狩猟登録を行った者

○対象経費

- ・わな猟：狩猟免許試験料、狩猟登録料
- ・第一種銃猟：狩猟免許試験料、狩猟登録料、講習会申込、教習資格認定、
猟銃火薬受領許可、射撃講習、銃所持許可申請

○補助率：経費の2/3

森林環境譲与税活用事業 (作業省力化・分散化支援事業)

(森林保全課)

◆造林作業分散化事業

スギコンテナ苗の普及を促進し、植付作業等の省力化・分散化を図るため、苗木の購入価格の差額の一部を助成します。

○対象者

造林・育林を実施する事業体

○対象経費及び補助額

スギコンテナ苗木とスギ露地苗木の購入価格の差額

森林環境譲与税活用事業 (林業担い手支援事業)

(森林保全課)

◆林業就労者即戦力確保事業

新規就労者の確保を図るため、林業に関するスキルが高く即戦力となる林業大学の卒業生に対して、就労時の準備費用等及び住宅賃貸費の一部を助成します。

○対象者

市内に本社を置く林業事業体に雇用される、林業大学の卒業生

○対象経費及び補助率

- ・就労時の準備費用等 200千円／年
- ・住宅支援金 家賃の1/2 (上限28千円／月)

◆下刈作業員手当支援

下刈作業員の確保を図るため、作業員に支給する手当を助成します。

○対象者

造林補助事業の対象となる下刈作業を行う事業体

○対象経費及び補助率

- ・下刈り作業に従事する者 上限3千円／人・日

森林環境譲与税活用事業

(持続可能な森林づくり事業)

(森林保全課)

◆持続可能な森林づくり事業

伐採跡地の再造林費用及び伐採後3年以上経過した未植栽地の地^{じごしら}えに係る費用の一部を助成します。

○対象者

国県補助を活用して伐採跡地の再造林を実施する者

○対象経費及び補助率

- ・再造林費用 115千円/ha
- ・地^{じごしら}えに係る費用 94千円/ha

森林環境譲与税活用事業

(造林スタートアップ事業)

(森林保全課)

◆造林スタートアップ事業

機械化による造林作業等の省力化又は新規参入を目的として、造林用機械・機材のリース費用及び購入費の一部を助成します。

○対象者

苗木生産者、造林から伐採・加工までの一貫経営を目指す林業経営体

○対象経費及び補助率

造林用機械・機材のリース費用及び購入費の1/2

森林環境譲与税活用事業

(木育推進事業)

(森林保全課)

◆木育推進事業

木育関連の事業を実施する団体に対し、事業経費の一部を助成します。

○対象者

木育事業を実施する団体（但し、補助金交付要綱に基づく団体、事業内容）

○対象経費及び補助率

一事業当たり助成額200千円を上限に事業経費の1/2

5. 都城市農林業統計関係資料

●農家数の推移

(単位:戸、人)

年次	総農家数	販売農家	自給的農家	農業就業人口	基幹的農業従事者
平成7年	12,447	8,916	3,531	17,102	11,325
平成12年	11,473	7,871	3,602	12,821	8,766
平成17年	9,827	6,019	3,808	10,017	8,592
平成22年	8,604	4,994	3,610	8,386	7,193
平成27年	6,581	3,529	3,052	5,867	5,447
令和2年	5,460	2,754	2,706	5,381	3,988

資料:農林業センサス

農家:経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は1年間に農産物販売金額が15万円以上あった世帯

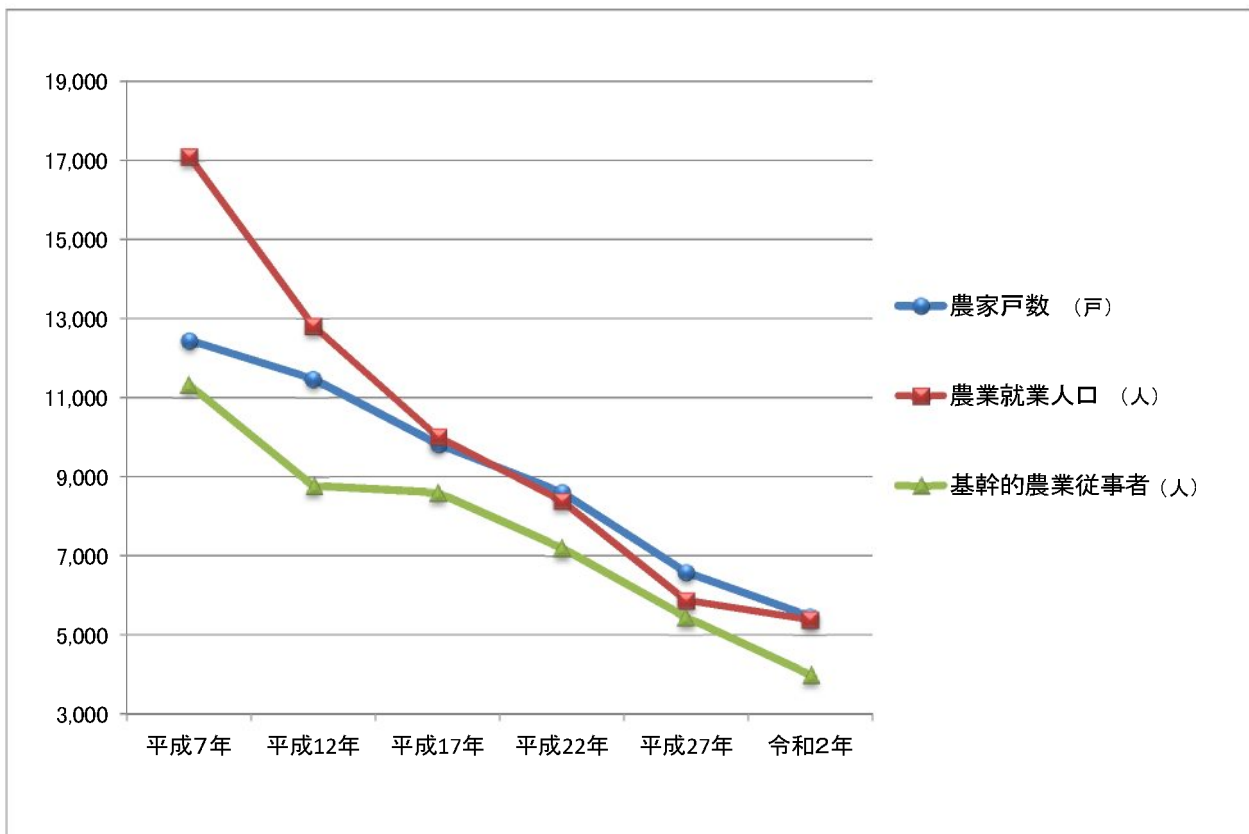
販売農家:経営耕地面積が30a以上又は1年間に農産物販売額が50万円以上の農家

自給的農家:経営耕地面積が30a未満かつ1年間に農産物販売額が50万円未満の農家

農業就業人口:販売農家で農業だけに従事した人及び農業従事日数の多い人

基幹的農業従事者:農業就業人口のうち主に仕事に従事している人

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



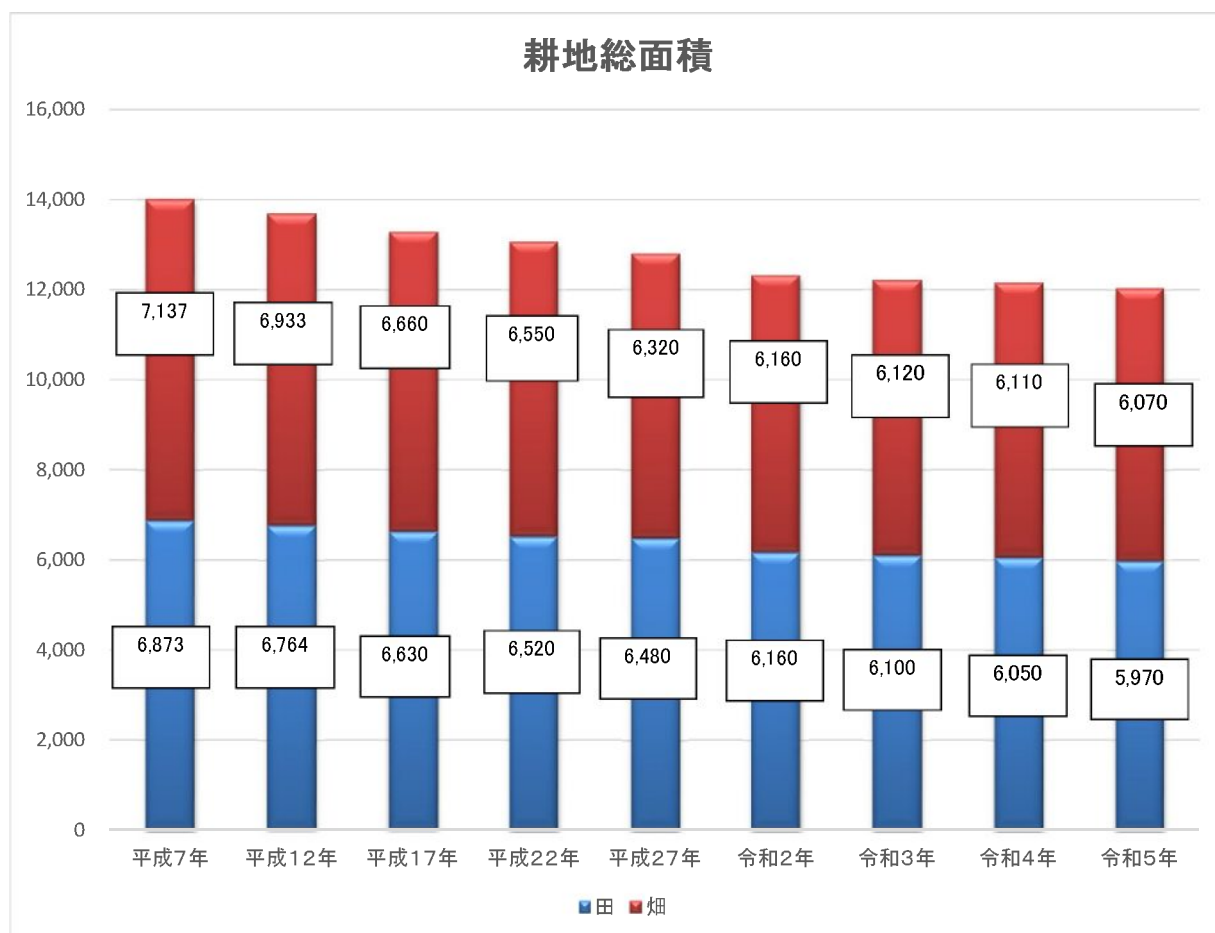
●耕地面積の推移

(単位:ha)

年次	耕地総面積	田	畑
平成7年	14,005	6,873	7,137
平成12年	13,703	6,764	6,933
平成17年	13,300	6,630	6,660
平成22年	13,100	6,520	6,550
平成27年	12,800	6,480	6,320
令和2年	12,300	6,160	6,160
令和3年	12,200	6,100	6,120
令和4年	12,200	6,050	6,110
令和5年	12,000	5,970	6,070

資料:九州農政局宮崎統計・情報センター「宮崎農林水産統計年報」

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



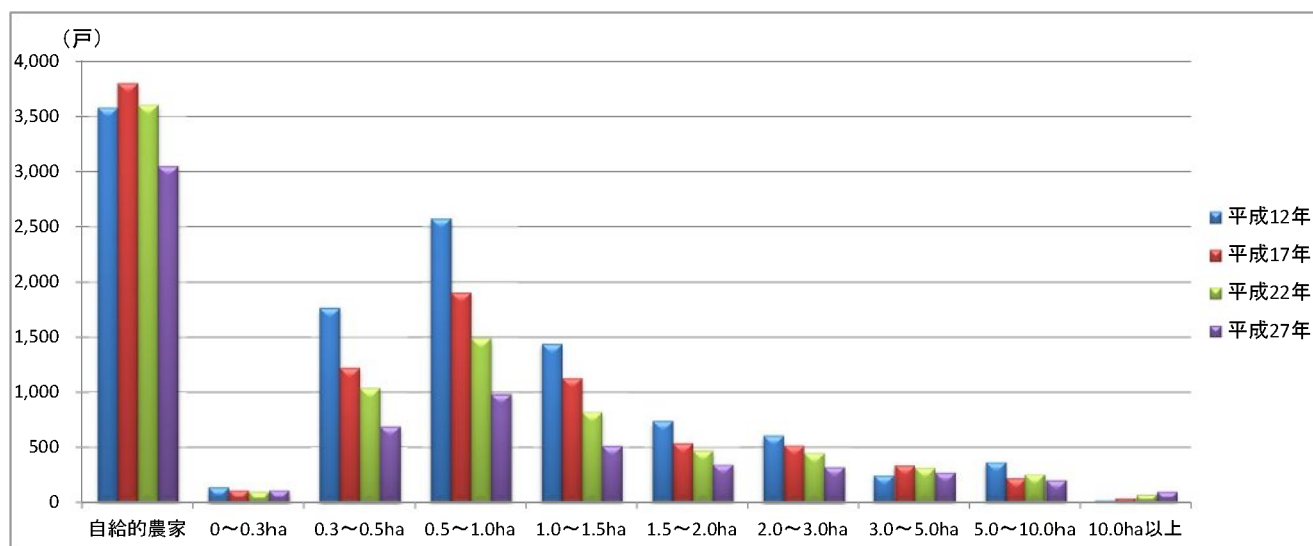
●経営耕地規模別農家数

(単位:戸)

年次	計	自給的農家	0～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0ha以上
平成12年	11,473	3,586	137	1,766	2,577	1,439	740	605	243	364	16
	100%	31.3%	1.2%	15.4%	22.5%	12.5%	6.4%	5.3%	2.1%	3.2%	0.1%
平成17年	9,827	3,808	112	1,220	1,907	1,131	538	518	337	219	37
	100%	38.8%	1.1%	12.4%	19.4%	11.5%	5.5%	5.3%	3.4%	2.2%	0.4%
平成22年	8,604	3,610	96	1,038	1,490	819	473	447	312	251	68
	100%	42.0%	1.1%	12.1%	17.3%	9.5%	5.5%	5.2%	3.6%	2.9%	0.8%
平成27年	6,581	3,052	111	692	982	515	343	320	269	200	97
	100%	46.4%	1.7%	10.5%	14.9%	7.8%	5.2%	4.9%	4.1%	3.0%	1.5%

資料:農林業センサス

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



●経営耕地面積規模別経営体数

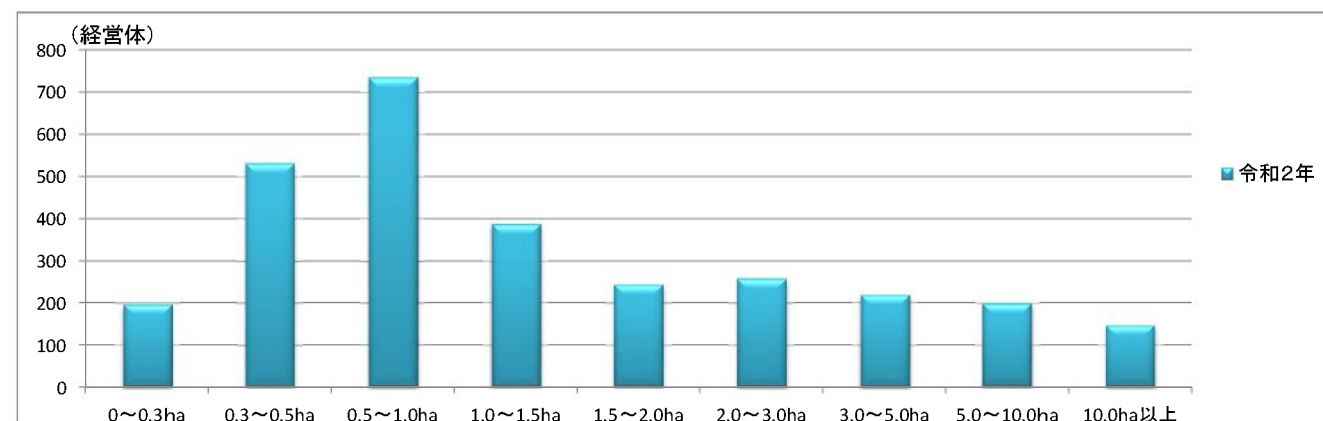
(単位:経営体)

年次	計	0～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0ha以上
令和2年	2,918	196	532	736	387	244	258	219	199	147
	100%	6.7%	18.2%	25.2%	13.3%	8.4%	8.8%	7.5%	6.8%	5.0%

※農業経営体:次の①～③いずれかに該当する事業を行う経営体

①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積、家畜の飼養出荷頭羽数、その他の事業の規模が一定基準以上

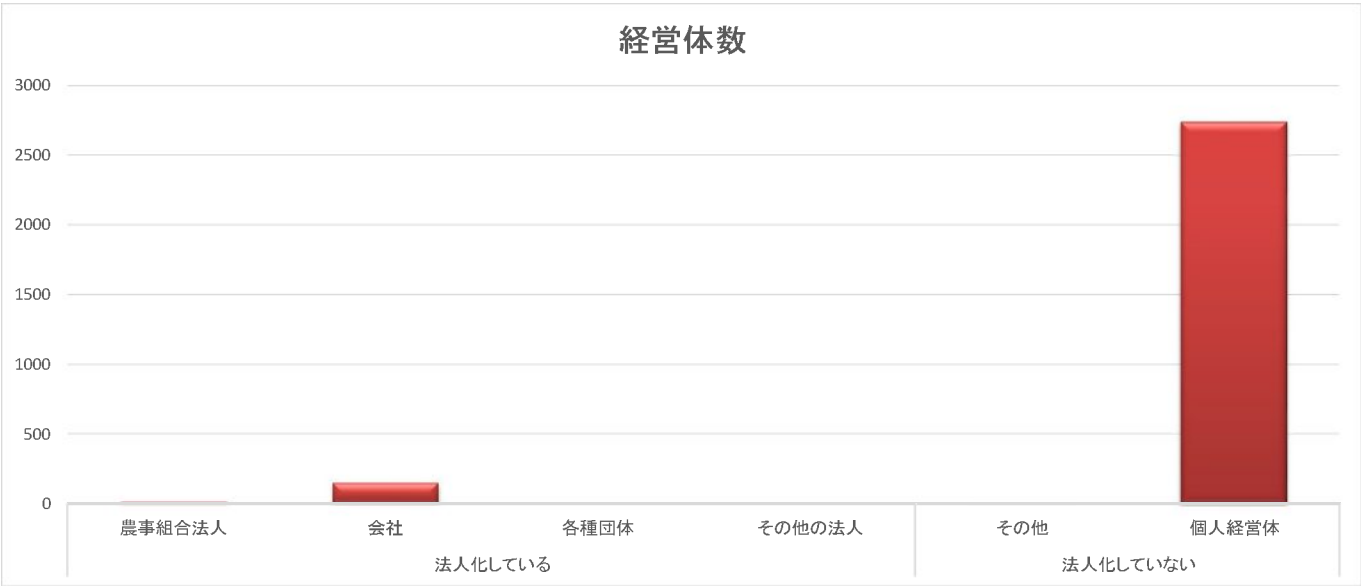
③農作業の受託の事業を行う者



●組織形態別経営体数

			経営体数	割合
経営体数			2,918	100.0%
	法人化		171	5.9%
		農事組合法人	15	0.5%
		会社	152	5.2%
		各種団体	1	0.0%
		その他の法人	3	0.1%
	法人化していない		2,747	94.1%
	個人経営体		2,740	93.9%

資料：農林業センサス
※令和2年2月1日現在
※四捨五入して表記した関係で、数値の合計が合わない場合がある



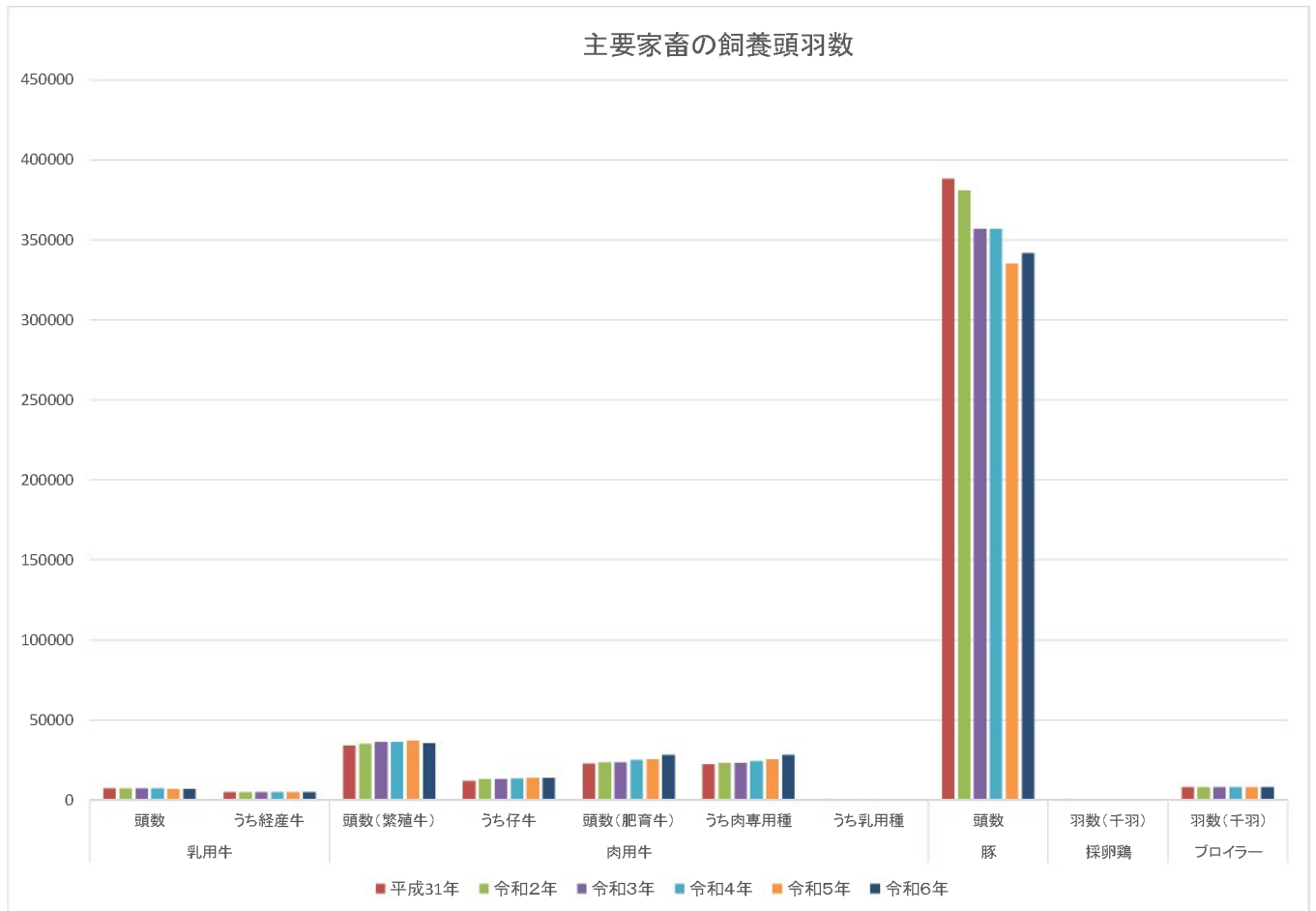
●主要家畜の飼養頭羽数の推移

			平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
乳用牛	頭数		7,274	7,350	7,430	7,156	6,961	6,907
		うち経産牛	4,917	4,825	4,826	4,915	4,803	4,787
肉用牛	頭数(繁殖牛)		34,019	35,102	36,235	36,263	37,027	35,651
		うち仔牛	11,935	13,010	13,176	13,274	13,838	13,649
	頭数(肥育牛)		22,874	23,583	23,686	24,905	25,388	28,087
		うち肉専用種	22,349	23,026	23,151	24,363	25,277	28,083
		うち乳用種	525	557	535	542	111	4
豚	頭数		388,237	381,020	356,883	357,164	335,437	341,839
採卵鶏	羽数(千羽)		470	464	462	459	452	447
ブロイラー	羽数(千羽)		7,919	7,968	8,198	8,146	8,152	8,163

資料: 畜産課 (※各年2月1日現在)

※生産・肥育を一貫して行う肉用牛農家の計上方法について

R5までは主の形態(いずれか頭数の多い方)を計上していましたが、R6からは生産・肥育のそれぞれの戸数・農場数で計上しています。



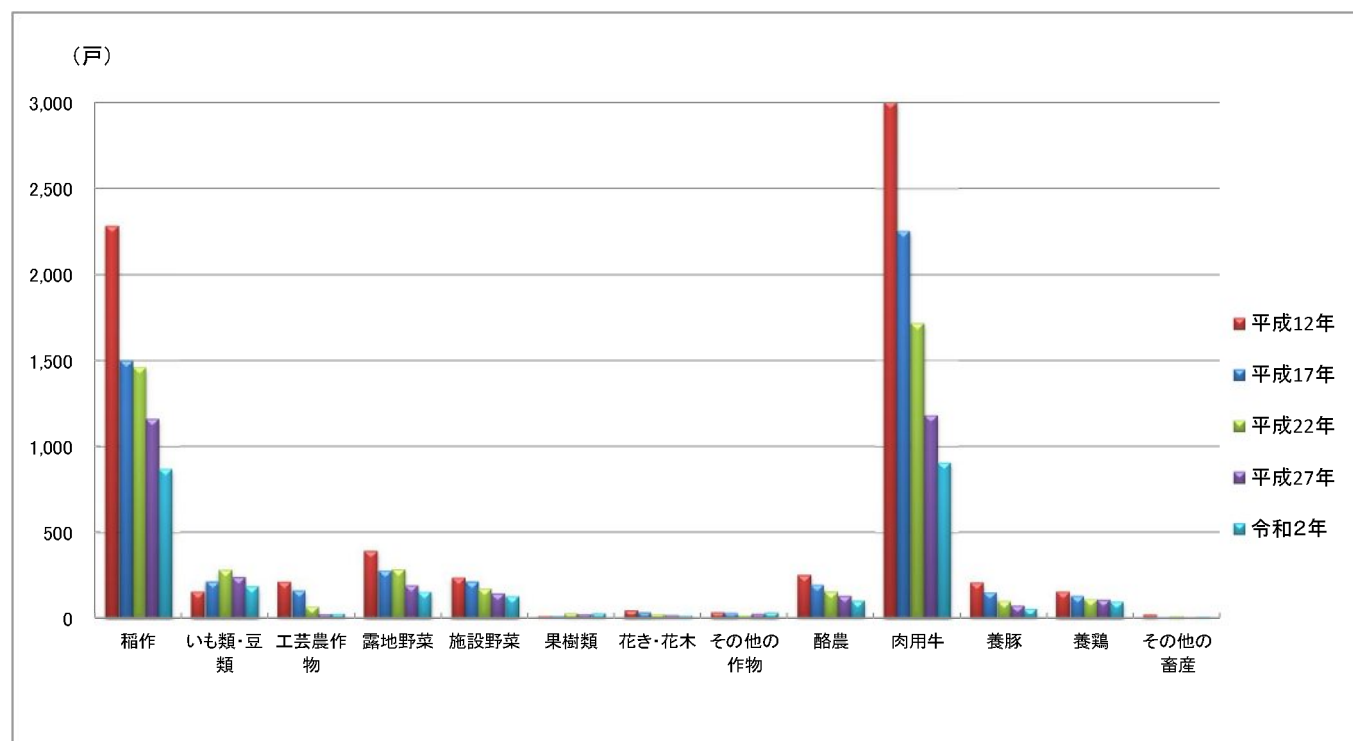
●農産物販売金額1位の部門別経営体数

(単位:経営体)

年次	計 構成%	稲作	いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他の畜産
平成12年	7,019	2,285	155	211	392	237	15	46	35	251	3,006	207	156	23
	100%	32.6%	2.2%	3.0%	5.6%	3.4%	0.2%	0.7%	0.5%	3.6%	42.8%	2.9%	2.2%	0.3%
平成17年	5,192	1,502	214	163	278	214	15	35	32	195	2,255	152	131	6
	100%	29.3%	4.2%	3.2%	5.4%	4.2%	0.3%	0.7%	0.6%	3.8%	44.0%	3.0%	2.6%	0.1%
平成22年	4,437	1,464	282	67	286	172	28	24	19	154	1,716	100	112	13
	100%	33.0%	6.4%	1.5%	6.4%	3.9%	0.6%	0.5%	0.4%	3.5%	38.7%	2.3%	2.5%	0.3%
平成27年	3,339	1,162	240	25	194	145	24	19	29	130	1,182	75	110	4
	100%	34.8%	7.2%	0.7%	5.8%	4.3%	0.7%	0.6%	0.9%	3.9%	35.4%	2.2%	3.3%	0.1%
令和2年	2,616	868	186	27	155	129	29	16	34	103	906	56	98	9
	100%	33.2%	7.1%	1.0%	5.9%	4.9%	1.1%	0.6%	1.3%	3.9%	34.6%	2.1%	3.7%	0.3%

資料:農林業センサス

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。



●年齢別基幹的農業従事者数

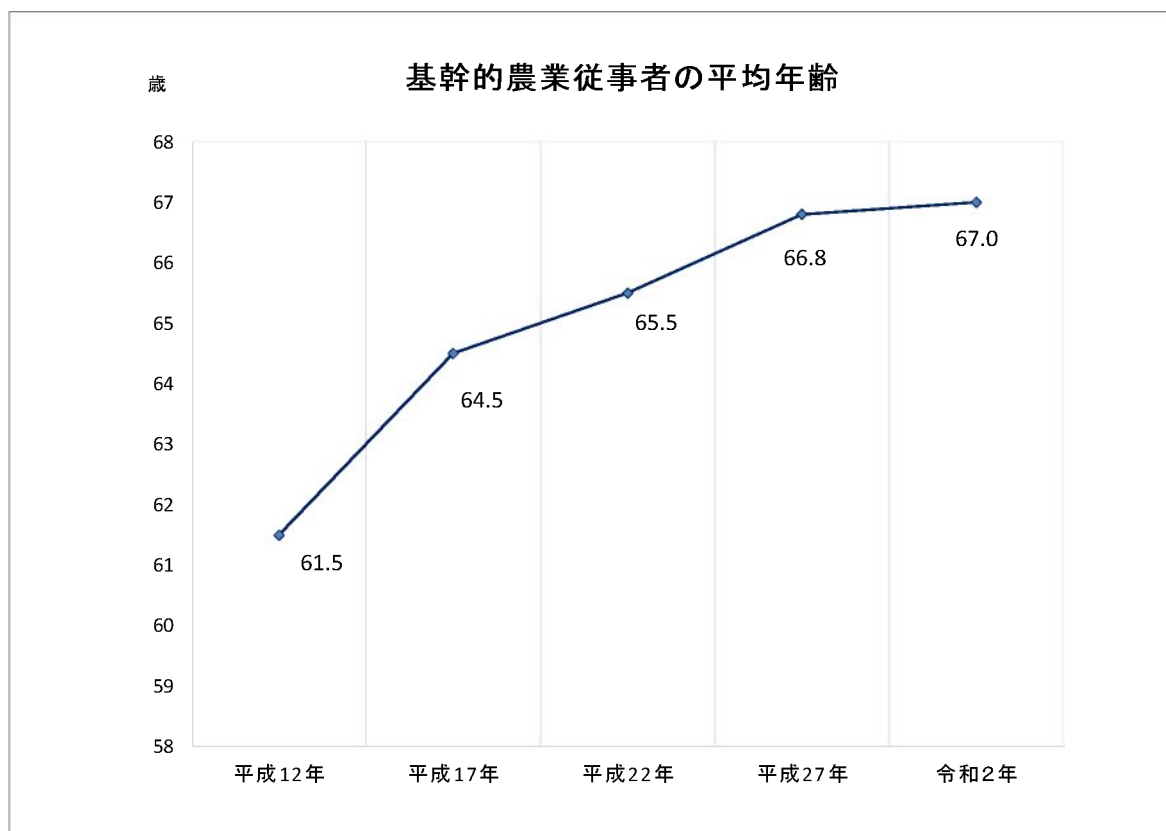
(単位:人)

年次	計 構成%	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	基幹的農業従事 者の平均年齢
平成12年	8,766	10	125	344	1,069	1,514	3,496	2,208	61.5歳
	100%	0.1%	1.4%	3.9%	12.2%	17.3%	39.9%	25.2%	
平成17年	8,592	5	158	270	691	1,296	2,809	3,363	64.5歳
	100%	0.1%	1.8%	3.1%	8.0%	15.1%	32.7%	39.1%	
平成22年	7,193	8	128	249	453	1,105	1,888	3,362	65.5歳
	100%	0.1%	1.8%	3.5%	6.3%	15.4%	26.2%	46.7%	
平成27年	5,447	73		198	300	705	1,494	2,677	66.8歳
	100%	1.3%		3.6%	5.5%	12.9%	27.4%	49.1%	
令和2年	3,988	2	48	164	265	427	1,112	1,970	67.0歳
	100%	0.1%	1.2%	4.1%	6.6%	10.7%	27.9%	49.4%	

資料: 農林業センサス

※数値については、平成18年1月1日現在の市域の境界に基づいて組み替えています。

※平均年齢については、平成17年までは旧都城市のみの集計結果



※平成17年までは旧都城市のみの平均年齢

●市町村別の農業産出額(推計)全国順位

令和4年

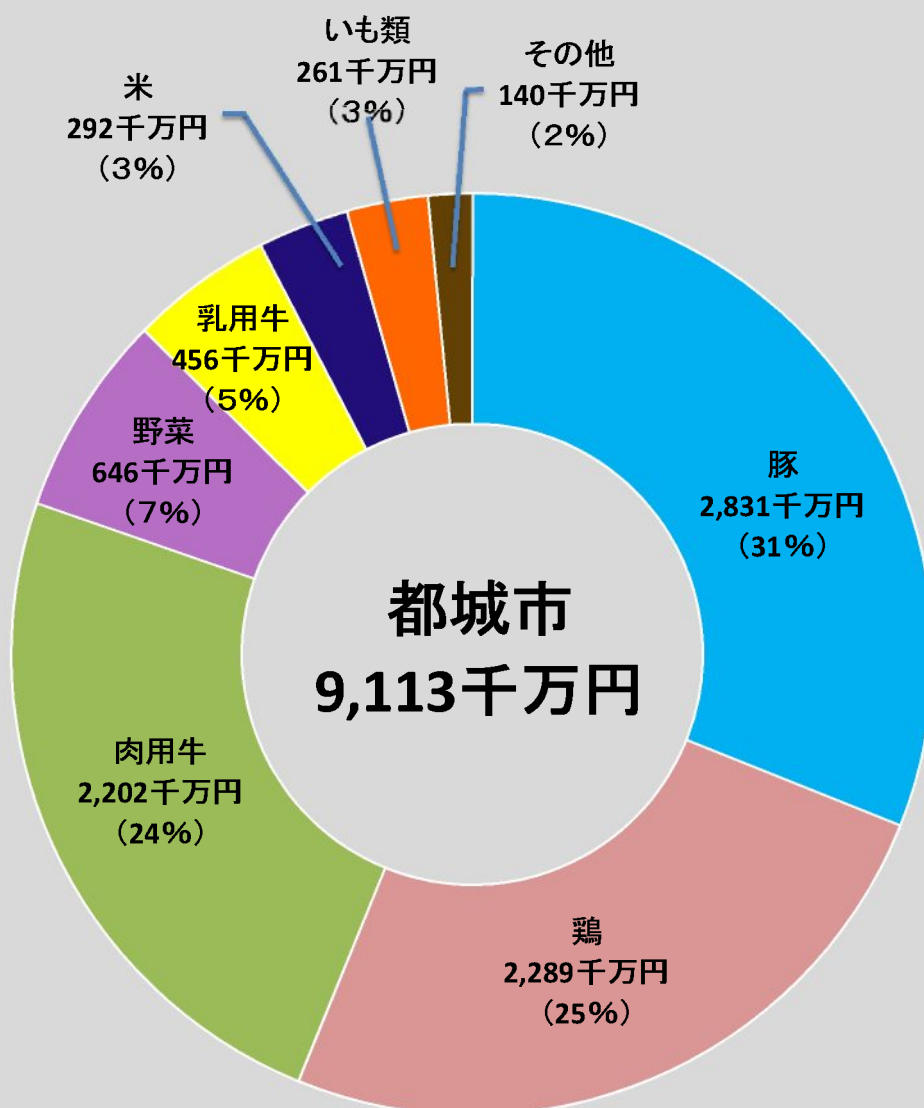
(単位:千万円)

順位	市町村名	都道府県名	金額
1	都城市	宮崎県	9,113
2	田原市	愛知県	9,004
3	銚田市	茨城県	6,557
4	別海町	北海道	6,253
5	新潟市	新潟県	5,348

資料:農林水産省 R6.3.14公表



＜都城市の農業産出額(推計)の内



6. 都城市農林業関係行政組織図

R6.4.1現在

農政部		地域振興部	
農政課(部総括参事)	総括担当	山之口総合支所 産業建設課	農政担当
	担い手対策担当		農産園芸担当
	農政企画担当		畜産担当
			農村整備担当
			農業委員会担当
農産園芸課	農産担当	高城総合支所 産業建設課	農政担当
	園芸特産担当		農産園芸担当
	畑かん営農推進担当		畜産担当
			農村整備担当
			農業委員会担当
畜産課	畜産振興担当	山田総合支所 産業建設課	農政担当
	環境防疫担当		農産園芸担当
			畜産担当
			農村整備担当
			農業委員会担当
農村整備課	農村整備担当	高崎総合支所 産業建設課	農政担当
	農地防災担当		農産園芸担当
	地籍管理担当		畜産担当
			農村整備担当
			農業委員会担当
観光スポーツPR部			
みやこんじょPR課	物産担当		
環境森林部			
森林保全課	森林整備担当		
	自然環境担当		
	林政担当		
農業委員会事務局	農政担当		
	農地担当		



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

都城市農政部・観光スポーツ PR 部
環境森林部・地域振興部 各総合支所産業建設課

(所 属)	(☎)
農 政 課	2 3 - 2 7 6 8
農 産 園 芸 課	2 3 - 2 4 2 5
畜 産 課	2 3 - 2 7 6 9
農 村 整 備 課	2 3 - 2 9 8 1
みやこんじょ PR 課	2 3 - 2 6 1 5
森 林 保 全 課	2 3 - 2 1 5 2
農業委員会事務局	2 3 - 7 8 6 8
山之口産業建設課	5 7 - 3 1 1 3
高城産業建設課	5 8 - 2 3 1 0
山田産業建設課	6 4 - 1 1 1 3
高崎産業建設課	6 2 - 1 1 1 3